

平成 28 年 9 月 9 日  
近検協第 28-041 号

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会



## 平成 28 年度 8 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、8 月度の受付台数は 12,154 台で本年度累計は 57,954 台となり、前年同月比 110.2%、前年度累計比は 100.6%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 「要是正あり」の改善完了届について

改善完了検査者の番号については、改善完了日が平成 28 年 5 月 31 日以前の物件については、旧の番号(検査者認定番号)を、また平成 28 年 6 月 1 日以降の物件については、新しい番号(検査員番号)を記載してください。

なお、新様式については、ホームページ掲載していますので活用してください。また協議会に新旧の「要是正あり」の改善完了届を在庫していますので、ご入用の場合は書面にて申請してください。

#### 2. 行政報告後の所有者・管理者の訂正について

報告書(副)を管理者(所有者)に返却する事によって、所有者または管理者欄に誤りが判明し、報告書訂正の申し入れをされることがありますが、行政庁に提出した報告書の訂正や差し替えは原則できません。

特に京都市については、提出後の訂正・差替えは認められていません。「異動届」による変更は協議会の受付日以降の変更となります。

報告書提出後の訂正は虚偽の報告とみなされる場合があります。検査時に所有者・管理者については充分確認して頂きますようお願いいたします。

#### 3. 法改正にともなう報告書様式の経過措置について

平成 28 年 6 月 1 日に法改正が施行され、報告書の様式についても改正されていますが、経過措置として、旧様式の一部を修正して報告することも可能としています。

この経過措置は平成 28 年 9 月 30 日までとさせていただきます。

検査報告書の協議会受付が平成 28 年 10 月 1 日以降の物件については、新様式にて報告してください。旧様式で報告された場合は返却させていただきます。

以上